第1章　大　臣　官　房

第1節　国　会　関　係

1　平成17年中の国会状況

平成17年において、次の２国会が開催された。

表１

国会回次	招集日	開会日	会　期
第162回通常国会	16．1.21	16．8．8	200日間
第163回通常国会	16．9.21	16.11.11	42日間

2　第162回国会（通常会）の総括

⑴　国会審議の状況

ア　第162回国会は、平成17年１月21日(金)に招集され、６月19日(日)までの150日間の予定で開会した。６月17日(金)には８月13日(土)までの55日間の会期延長が議決されたが、８月８日(月)に衆議院が解散され、会期は同日終了した。会期は200日間であった。

イ　召集日当日、開会式が行われた後、(衆)(参)両院の本会議において、小泉内閣総理大臣の施政方針演説、町村外務大臣の外交演説、谷垣財務大臣の財政演説、竹中国務大臣の経済演説の政府四演説が行われた。

政府四演説に対する代表質問は、(衆)本会議において１月24日(月)、25日(火)の２日間、(参)本会議において１月25日(火)、26日(水)の２日間行われた。24日(月)の(衆)本会議では、(民)岡田代表の再質問に対する小泉総理の再答弁をめぐって紛糾。反発した(民)(社)両党が議場から一時退席し、河野(衆)議長が総理に注意することで会議が再開された。(衆)の代表質問で、野党が抗議のために集団退席したのは戦後初めてであった。

ウ　今国会においては閣法が新たに89件提出され、うち成立は75件で成立率は84％と低い水準にとどまった。継続となっていた閣法２件のうち成立は１件であった。(衆)議員提出法案は新たに39件提出され、与党提出法案22件のうち17件が成立した。継続となっていた(衆)議員提出法案22件のうち、与党提出法案７件中２件が成立した。また、(参)議員提出法案は新たに10件提出され、与党提出法案８件中の１件のみが成立した。その他の法案については、衆議院の解散に伴い、すべて審議未了廃案となった。

条約は９件提出され、９件すべてが承認された。

エ　平成16年度補正予算案及び平成17年度総予算案は今国会招集日の１月21日(金)に国会に提出された。

観測史上最高の10回に及ぶ台風上陸や新潟県中越地震等の災害による復興支援策などを含む平成16年度補正予算案については、１月26日(水)に(衆)(参)予算委員会で提案理由説明が行われ、１月28日(金)には(衆)予算委員会及び(衆)本会議、２月１日(火)には(参)予算委員会及び(参)本会議で可決され、成立した。補正予算案は災害復旧費用中心であり、新規国債を発行しないものであることを理由に野党が賛成に回ったことから、４日間の審議を経て全会一致で成立した。補正予算が全会一致で成立したのは、阪神大震災の復興費用を盛り込んだ平成６年度第２次補正予算(平成７年２月成立)以来、10年ぶりとなった。

オ　平成17年度総予算案(一般会計総額82兆1800億円)については、(衆)(参)予算委員会ともに平成16年度補正予算案可決の後、直ちに提案理由説明が聴取され、３月２日(水)に(衆)予算委員会及び(衆)本会議、３月23日(水)に(参)予算委員会及び(参)本会議で(自)(公)両党の賛成多数で可決され、成立した。審議は終始与党ペースで進み、７年連続の年度内成立、また、戦後では17日(11年度予算、12年度同)、22日(７年度同)に次いで４番目のスピード成立であった。

野党は、今国会冒頭から(自)旧橋本派の１億円献金隠し事件をめぐる橋本龍太郎元総理ら関係者の証人喚問を求めていたが、(与)が前向きな対応を示さなかった。２月９日(水)午前、甘利明(衆)予算委員長が職権で委員会を開会したため、(民)などが抗議、欠席し、同日午後は(民)(共)(社)の野党３党欠席のまま予算委員会審議が行われた。この状況は10日(木)も続いたため、(衆)予算委員会は理事会を断続的に開き、⑴14日(月)に小泉総理が出席して「外交と経済」問題で集中審議を実施、⑵予算案

採決までに社会保障制度に関する集中審議を実施、⑶与野党で証人喚問問題に関する合意文書作成に努力することなどで合意し、14日(月)から正常化することとなった。民主党はさらに証人喚問の道筋がつかなければ予算委員会には出席しないと主張したが、10日(木)に北朝鮮が核兵器保有を表明するなど緊急事態が生じたため14日(月)の集中審議に応じた。

島村農林水産大臣は２月25日(金)の（衆）予算委員会第６分科会の(公)赤羽一嘉委員の答弁で、BSEの全頭検査について「世界の常識ではなく、非常識な部類」と発言した。当時、食品安全委員会プリオン調査会において輸入再開の前提となる国内検査の基準緩和問題が議論されており、野党は「食品安全委への政治的圧力だ」と強く反発した。島村大臣は３月３日(木)の（参）予算委員会で非常識発言を撤回したものの、(民)の鉢呂吉雄国対委員長ら同党有志議員は、同日に新たな議員連盟「危険な米国産牛肉の輸入に反対する会」の結成集会を国会内で開き、島村農相の罷免を求めていく方針を決めた。

なお、３月１日(火)、(参)予算委員会における質疑時間の計算方法について、議員の総発言時間の上限を定める「片道方式」から、議員の質問と政府側答弁の合計時間を決める「往復方式」への変更を次の臨時国会で試行することで（自）矢野哲朗、(民)今泉昭の両（参）国対委員長が合意した。ただし、1952年12月以来の長年の慣例だけに（共）（社）両党は反対した。

カ　今国会は「郵政国会」とも呼ばれたように、小泉総理が最重要課題とする郵政民営化に関する諸法案が提出された国会であった。郵政民営化については、（自）内部でも、日本郵政公社が設立されて間もなく民営化の必要がない、総理の独断であるなどとする（自）郵政懇話会メンバー等の強硬な反対姿勢が見られた。４月27日(水)には、法案は異例の長時間をかけて(自)政調審議会、(自)総務会で了承され、同日夜の臨時閣議での閣議決定を経て国会に提出されるに至った。(自)総務会では、長時間の議論の後、久間総務会長が「法案を提出することは了承する」として議論を打ち切ったとされ、これが法案の賛否に関する党議拘束を伴うものなのかどうか（自）内部でも見解が分かれたまま、大型連休明けの法案の審議入りを待つこととなった。

大型連休が明け、まず郵政民営化に関する特別委員会を設置するか否かが(与)（野）間の争点となった。(野)は、法案には中央省庁等改革基本法第33条第１項に違反するなどの不備が多く再提出すべきである、総務委で審議すればよいなどとして特委の設置に反対したが、５月20日(金)の(衆)本会議で(民)（社）欠席のまま「郵政民営化に関する特別委員会（以下「郵政特委」）」の設置が議決された。こうした経緯から(民)（社）は委員候補者名簿を提出せず、翌週５月23日(月)には（自）（公）（共）の委員のみで委員長、理事の互選が行われた（委員長；（自）二階俊博君、(与)筆頭理事；(自)山崎拓君)。(野)は態度を硬化させて当初審議に応じなかったが、（野）が指摘していた法案の技術的問題点への対処方針の提示、総理出席の（衆）予算委員会の開催等を受け、(民)（社）両党は６月１日(水)に委員候補者名簿を提出し、６月３日(金)の総理出席・TV入りの総括質疑から審議に加わった（(野）筆頭理事；（民）中井洽君)。

法案については、過疎地などでもユニバーサルサービスを提供している郵便局が民営化によってなくなるおそれがあるなどの反対意見は（自）党内にも依然として強かった。(民)は党内に様々な意見があることを踏まえ、対案の提示ではなく政府提出法案の不備や竹中郵政民営化担当大臣の政府公報随意契約に係る疑惑を徹底して追求する戦略をとった。一方、(自）党内からは、①窓口会社が貯金・保険業務の受託ができることを明記すること、②完全民営化後も民営各社が株式持ち合いができることとすることなどの法案修正の要求が出たが、小泉総理は法案修正には応じないとの考えを強調していた。(自)執行部は反対意見の収束には法案修正しかないと判断し、ぎりぎりの調整を行った上で６月28日(火)の（自）総務会に修正案を諮った。(自）総務会では機関設置以来初の挙手による多数決で修正案の採否が決められたために議論を呼んだが、修正案は了承され、小泉総理もこれを受け入れた。郵政民営化関連法案に係る(自）（公)修正案は、こうした経緯の下、６月29日(水)に衆議院に提出され、６月30日(木)の（衆）郵政特委で提案理由説明が行われた。

７月４日(月)に行われた（衆）郵政特委での採決は、数日前に（自）反対派の委員が賛成派の委員に差し替えられたため、(自）（公）の賛成多数で混乱なく原案、修正案ともに可決された。翌５日(火)には、(自)の強固な反対派がどの程度造反するか、小泉総理のグレン・イーグルズサミットへの出発を翌日に控え野党が竹中国務大臣等への不信任決議案をどの程度提出するかに注目が集まる中、(衆)本会議での採決が行われることとなった。結果的に野党か

らの不信任決議案は提出されず、整然とした雰囲気の中で記名採決が行われたが、（自）からは37の反対票が投じられたほか、14名の欠席・棄権が生じ、わずか５票差という僅差で可決される結果となった。（自）から39名の賛成と16名の欠席が出て可決された宮沢内閣不信任決議案以来の多数の造反が出たことから、与野党の議席数の差が衆議院に比べて小さい参議院での審議が大きく注目されることとなった。

参議院においては、特に混乱なく７月11日（月）に（参）郵政特委の設置、７月13日（水）に委員長、理事の互選（委員長；（自）陣内孝雄君、（与）筆頭理事；（自）市川一朗君、（野）筆頭理事；伊藤基隆君）が行われ、７月15日（金）から質疑がスタートした。（衆）郵政特委の審査時間は法案としては戦後４番目に長い109時間に及んだが、（参）郵政特委においてもこれに遜色のない82時間の慎重審査が行われた。慎重審査の一方では、（自）党内に民営化への根強い反対意見があり、また、これまでの党内手続きや参議院で否決された場合は衆議院を解散する意向を滲ませるなどの小泉総理の政治手法に反発する声が大きかったことから、相当程度の（自）議員が反対票を投じるのとの憶測が流れ、参議院自民党の青木議員会長、片山幹事長らによる懸命の説得工作、反対票数の予想が連日報道される状況となった。

こうした状況の中、会期末が翌週末に迫った８月５日（金）に（参）郵政特委での採決が決行され、郵政民営化関連法案の原案及び修正案は可決された。（衆）郵政特委と同様に採決時に（自）委員を一部差し替えての可決であった。（参）本会議においては、週明けの８月８日（月）に委員長報告及び討論が行われた後、記名採決が行われた。従来から法案反対を表明していた議員に加え、８月５日（金）に（自）参議院亀井派会長である中曽根弘文（参）予算委員長が反対の意向を表明し、多くの同派議員が行動を共にしたことなどもあり、大方の予想を上回る22名の（自）議員が反対票を投じ、８名が欠席・棄権する事態となった。この結果、賛成108票、反対125票という大幅な票差をもって法案は否決された。

郵政民営化関連法案の否決は自身への不信任と捉えると言明していた小泉総理は、両院協議会による法案成立の道を探ることなく直ちに衆議院の解散・総選挙を決めたため、法案は廃案となった。

キ　第159回国会で最大の争点となった年金制度改革について、（自）（民）（公）（共）（社）の５党は幹事長会談で（衆）（参）両院本会議の決議に基づく両院合同協議機関「年金制度をはじめとする社会保障制度改革に関する両院合同会議」を設置し、平成17年秋までに年金制度改革の骨格案をまとめることで合意した。この決議は４月１日（金）の（衆）（参）本会議で行われ、以後８回の合同会議が開催された。

ク　日本国憲法に関する広範かつ総合的な調査を行う機関として第147回国会から設置された（衆）（参）憲法調査会においては、以来（衆）（参）それぞれ70回前後にも及ぶ調査会や、公聴会、テーマごとの各小委員会が行われてきた。５年間にわたる調査を経て、（衆）憲法調査会は４月15日（金）、（参）憲法調査会は４月20日（水）に、それぞれ（自）（民）（公）の賛成多数で報告書を議決し、昭和22年の現憲法施行以来初めて国会としての改憲の方向性を示した。報告書は、憲法の条項に沿って意見を類型化し、20人以上が発言したテーマのうち３分の２以上の賛成があるものを「賛成多数」に分類する形式とされた。また、報告書においては国会の常設機関を設置して憲法論議を継続することや、改憲手続きを定める国民投票法案の早期に整備することなど、今後の憲法論議の進め方に係る指摘も盛り込まれた。

ケ　平成15年度決算については、参議院が６月７日（火）の決算委員会と６月８日（水）の本会議で、衆議院が６月22日（水）の決算行政監視委員会と６月30日（木）の本会議でそれぞれ可決・是認され、通常国会会期内に決算審査を終えた。参議院では、内閣に対する警告決議に加え、新たに内閣及び会計検査院に対する決算審査措置要求決議が行われた。

⑵　農林水産省関係法案審議の概要

当省関係としては、提出法案８件（うち予算関連１件）すべてが成立した。

農林水産関係の議員立法として、３件の継続法案に加えて新たに（衆）米の臨特法案、（衆）山村振興法案の２件提出されたが、このうち３件が成立し、残りの２件は衆議院の解散に伴って審議未了廃案となった。第159回国会に議員提案され、継続となっていた（衆）食育基本法も今国会において審議が進められ、６月10日（金）に成立した。

また、米国・カナダ産牛肉の輸入再開問題が社会的関心を高める中、衆議院は６月20日（月）から27日（月）までの日程で、農水委委員で構成される「米国における牛肉処理等食の安全に関する実情調査議員団」を米国に派遣し、調査を行った。

⑶　会期末の状況

当初、会期末は６月19日（日）までであったが、会期末が迫った６月17日（金）に郵政民営化関連法案ほか重

要法案の成立を期すため、１月に通常国会が召集されるようになって２番目に長い55日間の会期延長が議決された。郵政民営化関連法案に反対する野党が不信任決議案などを多数出して会期延長に強く抵抗するとの予想もあったが、結局は川崎二郎（衆）議運委員長の解任決議案が出されただけであった。

延長国会終盤になった８月８日(月)、(参)本会議において郵政民営化関連法案の採決が行われたが可決に至らなかった。野党は（衆）議長に内閣不信任案を提出したが、同法案の否決を内閣不信任ととらえた小泉総理は直ちに衆議院を解散することを決意し、同日午後３時には解散詔書の閣議決定のための臨時閣議が開かれた。(衆)解散に反対として解散詔書への署名を拒否し辞表を提出した島村農林水産大臣を罷免した上で解散が決定され、同日午後７時からの（衆）本会議で解散詔書が朗読されて今国会は閉会した。

3　第163回国会（特別会）の総括

ア　第44回衆議院議員総選挙は、８月30日(火)に公示され、９月11日(日)に投票が行われた。今回の総選挙は、第162回国会において郵政民営化関連法案が参議院で否決され、小泉総理が郵政民営化の是非を国民に問うとして衆議院を解散したために行われたものであった。(自)執行部は、郵政民営化関連法案に反対票を投じた議員を公認せず、新たに対立候補を擁立するなど、郵政民営化をはじめとする改革推進路線を国民に強く印象づけた。この結果、(自)は単独で絶対安定多数(241議席)を大幅に超える296議席を獲得し、(自)（公)合わせて327議席に達する圧勝を遂げた。一方、前回総選挙で177議席へと大きく躍進し、比例区では第１党となった（民）は、解散前議席数175から62も議席を減らす大敗を喫した。(自)の小選挙区総得票は全体の47.77％であったが、300小選挙区のうち219選挙区で議席を獲得するという小選挙区制の特徴がよく現れた選挙結果であった。（公）は31、(共）は９、(社）は７の議席を確保した。

イ　郵政民営化関連法案に反対票を投じ、(自)の公認を受けられないこととなった議員が新党を立ち上げる動きもあった。綿貫民輔君、亀井静香君らは「国民新党」を、滝実君、小林興起君らは田中康夫長野県知事を党首とした「新党日本」を参議院議員の参加も得て旗揚げし、選挙を戦った。結果、国民新党は４議席、新党日本は１議席を獲得し、両党は(衆)（参）で統一会派を設立した。その他、(自）の公認を得られず無所属として選挙を戦った議員も13名が当選した。

ウ　(民)単独で過半数をとれなければ代表を辞任すると明言して選挙戦に臨んだ（民）岡田克也代表は、選挙結果を受けて辞任した。９月17日(土)に行われた（民）代表選挙においては、菅直人君を96票対94票の僅差で破った前原誠司君が新代表に選出された。また、幹事長には鳩山由紀夫君、政調会長には松本剛明君、国会対策委員長には野田佳彦君が就任した。

エ　第163回国会は９月21日(水)に召集され、(衆）本会議において正副議長の選挙、議席の指定、会期の件、議院運営委員の選任及び議院運営委員長の選挙、内閣総理大臣の指名が行われた。議長に（自）河野洋平君が、副議長に（民）横路孝弘君が選出され、内閣総理大臣には340票を得て小泉純一郎君が指名された。同日に行われた（参）本会議でも小泉純一郎君が内閣総理大臣に指名された。

内閣総理大臣の指名を受け、同日、第３次小泉内閣の組閣が行われ、17人の閣僚全員が再任され、農林水産大臣には引き続き（自）岩永峯一君が任命された。また、空席となっていた農林水産副大臣には（自）宮腰光寛君が任命された。

オ　会期については、前国会で廃案となった郵政民営化関連法案、障害者自立支援法案等の重要法案のほか、給与関連法案等の審議に十分な日程が必要として、11月１日(火)までの42日間とされた。

カ　９月22日(木)の（衆）本会議では、常任委員の指名、常任委員長の選挙、特別委員会の設置等院の構成の手続きが行われた。委員長ポストについて、総選挙で自民党は絶対安定多数を確保したが、一部は（民）委員長に据え置くこととし、３常任委員長と１特別委員長を（民）委員長から（自）委員長とすることとなった。(民）委員長が続いていた（衆）農水委委員長にも（自）稲葉大和君が就任した。

キ　９月26日(月)、開会式に引き続いて（衆）（参）本会議で小泉総理の所信表明演説が行われた。これに対し、(衆）本会議では９月28日(水)、(参）本会議では９月29日(木)に代表質問が行われた。郵政民営化を始め、社会保障制度改革、衆議院解散権に関する総理の認識、靖国神社参拝問題を含むアジア外交、自衛隊のイラク派遣などについて論戦が行われた。また、代表質問に続き、９月30日(金)から10月５日(水)までの間で（衆）（参）予算委がそれぞれ２日間開かれ、全大臣出席のもとでの基本的質疑などが行われた。

ク　今国会は衆議院解散・総選挙後の特別国会であっ

たが、同時に、小泉政権として前国会で廃案となった郵政民営化関連法案の成立を期す国会でもあった。前国会で提出された法案が民営化の時期のみ修正されて9月26日(月)に再提出された。前国会の（参）本会議で108対125で否決された同法案は、衆議院解散・総選挙、郵政民営化賛成を前面に出した自民党の圧倒的勝利を経て、10月14日(金)、同じ(参)本会議の場で134対100の大差で可決、成立した。

ケ　前国会の（衆）（参）憲法調査会において報告書がとりまとめられたことを踏まえ、衆議院においては新たに憲法改正国民投票制度に係る議案の審査、憲法に係る広範かつ総合的な調査を行う「日本国憲法に関する調査特別委員会」が設置された。(参）では今国会での特委設置は見送られた。

コ　今国会においては、郵政民営化関連法案を含め閣法が新たに24件提出され、郵政民営化関連6法案のほか障害者自立支援法案、給与関連7法案、テロ特別措置法改正法案等の21件が成立した。残り3件は前国会で廃案となって再提出されたもので、次期国会に継続となった。(衆)議員提出法案は新たに25件提出され、与党提出法案8件のうち6件が成立した。与党提出の残り2件を含む11件が次期国会に継続となった。また、(参)議員提出法案は新たに3件提出され、与党提出の1件のみが成立した。条約は2件提出され、それぞれ承認された。

与党は、審議拒否をなくして政策を競うこととし、野党に対して積極的に対案を求める方針をとった。この結果、郵政民営関連法案、障害者自立支援法案、政治資金規制法案についての野党の対案4件が閣法、与党提出法案と同時に審議され、否決された。

サ　今国会の当初から、郵政民営化関連法案の成立を期した上で、会期終了後直ちに内閣改造が行われるとの見方が流れていたが、小泉総理は会期中の10月31日(月)に内閣改造を決行した。小泉総理がこの改造内閣を「改革続行内閣」と名付けたように、谷垣禎一財務大臣、北側一雄国土交通大臣、小池百合子環境大臣が留任、麻生太郎前総務大臣（外務大臣)、中川昭一前経済産業大臣(農林水産大臣)、竹中平蔵前郵政民営化担当大臣（総務大臣）といった主要閣僚が閣内に残り、加えて、郵政民営化関連法の成立に功があったとされる川崎二郎前（衆）議運委委員長（厚生労働大臣)、与謝野馨前（自）政調会長（金融･経済財政担当大臣)、二階俊博前（衆）郵政特委委員長（経済産業大臣)、小坂憲次前（自）国対筆頭副委員長（文部科学大臣)、小泉政権下で（自）幹事長も務めた安倍晋三（自）幹事長代理（官房長官）らが新たに入閣した。自民党三役には中川秀直前（自）国対委員長が新たに政調会長に就任し、武部勤幹事長、久間章生総務会長は留任した。

シ　当省関係としては、衆議院解散に反対して罷免された島村宜伸前農林水産大臣の後を受け、8月11日(木)に岩永峯一前農林水産副大臣が就任したことを踏まえ、(衆）農水委は10月6日(木)に、(参）農水委は10月18日(火)に大臣及び宮腰光寛副大臣就任挨拶、所信を含む大臣発言を行った。また、これを踏まえ、(衆）農水委では10月19日(水)に、(参）農水委では10月25日(火)に一般質疑が行われた。

政府提出法案はなかったものの、(民）からBSE対策関連2法案が提出されたが、法案審査は行われなかった。同法案は会期末に（衆）農水委に付託され、次期国会に継続することとされた。

表　第162回国会（通常国会）における農林水産省提出法律案等の審議経過

件　　名	提出年月日	(衆)本会議	(参)本会議	公布年月日
◎国の補助金等の整理及び合理化に伴う農業近代化助成法等の一部を改正する法律案	17．2．4	17．3.17	17．3.30	17.3.31 法律第16号
◎水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案	17．2.15	17．4．7	17．4.20	17．4.27 法律第36号
◎農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案	17．2.18	17．4.26	17．6．3	17．6.10 法律第53号
◎特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の一部を改正する法律案	17．2.18	17．4.26	17．6．3	法律第52号
◎農産物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	17．2.25	17．6．7	17．6.15	17．6.22 法律第67号
◎農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の一部を改正する法律案	17．2.25	17．6.10	17．6.22	17．6.29 法律第74号
◎森林組合法の一部を改正する法律案	17．3．4	17．6.10	17．4．6	17．6.17 法律第60号
◎種苗法の一部を改正する法律案	17．3．4	17．6.10	17．4.13	17．6.17 法律第59号
＜議員立法＞ ◎平成十六年度の水田農業構造改革交付金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案	17．2．8	17．2．8	17．2．9	16．2.16 法律第２号
◎山村振興法の一部を改正する法律案	17．3.17	17．3.17	17．3.23	17．3.30 法律第８号
◎食育基本法	16．6．3	17．4.19	17．6.10	17．6.17 法律第63号
◎牛海綿状脳症対策特別措置法案の一部を改正する法律案	16．4．2			継続審議
◎輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案	16．4．2			継続審議

第2節　新聞発表等

1　新聞発表等

農林水産行政施策等について、前年度同様農政クラブ及び農林記者会に対して記者発表を行った。

主なものは次のとおりである。

⑴　農業、林業及び漁業の動向に関する年次報告、農業観測、農林水産予算、国会提出法案等主要農林水産施策

⑵　各種審議会、懇談会、国際会議、主要会議等の概要

⑶　水陸稲作柄概況をはじめ農産物の作付面積、飼養頭羽数、生産量、漁獲量、流通等の農林水産統計及び農林水産施策に関する資料を配付

⑷　閣議後及び重要施策策定時等の大臣会見、事務次官等会議後の事務次官会見等

2　農林水産省後援名義等使用承認

農林水産省後援名義等の使用承認は、農林水産業の発展を図るという趣旨のもとに承認しており、前年度同様に他省庁、都道府県及び各種団体等が主催する諸行事（農林水産祭参加行事を含む。）の後援・協賛等504件の名義使用承認を行った。

第3節　農林水産祭

1　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（農産等6部門）

⑴　農林水産大臣賞の交付

第44回農林水産祭参加表彰行事（平成16年8月1日から平成17年7月31日までの間）として、全国各地で開催された各種の品評会、共進会等は317行事であり、交付した農林水産大臣賞は510点であった。

⑵　天皇杯等の授与

農林水産大臣賞受賞の510点のうち、農産、園芸、畜産、蚕糸・地域特産、林産、水産の6部門で特に優秀なものに天皇杯が授与され、それに次ぐものに対しては、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、その選賞は、農林水産祭中央審査委員会（会長：八木宏典氏）において行われた。

2　農林水産大臣賞の交付と天皇杯等の授与（むらづくり部門）

各地方農政局のむらづくり審査会等において、農林水産大臣賞に決定された17事例について、農林水産大臣賞を交付した。

また、各地方農政局のむらづくり審査会から天皇杯等三賞の推薦のあった農林水産大臣賞8点の中から、農林水産祭中央審査委員会の選考により特に優良なものについて天皇杯、それに次ぐものに対して内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞が授与された。

3　農林水産祭中央行事

⑴　農林水産祭式典等

「農林水産祭式典は、勤労感謝の日の11月23日（水）11時45分から12時30分まで、明治神宮会館において、農林水産大臣賞受賞者、各界代表者及び中央・地方農林水産関係者など約700人が出席して開催され、まず、農林水産大臣の代理として三浦一水農林水産副大臣が挨拶され、次に農林水産祭中央審査委員会会長八木宏典氏の天皇杯等選賞審査報告が行われた。その後三浦農林水産副大臣から天皇杯、内閣総理大臣賞及び日本農林漁業振興会会長賞の授与が行われた。

なお、天皇杯等の授与に先立ち、収穫に感謝し、農林水産業者の労をねぎらうとともに、農林水産業の発展を願う「収穫感謝」が行われた。

⑵　天皇杯受賞者の天皇皇后両陛下拝謁等及び皇居特別参観

平成18年1月23日（月）14時から天皇杯受賞者が皇居へ参内し、天皇皇后両陛下に受賞の御礼を申し上げるとともに、業績の御説明を行った。

その後、宮内庁担当官の案内により、宮殿、中庭、賢所、御所、西桔橋等を特別参観した。

⑶　実りのフェスティバル等

第44回実りのフェスティバルは、11月4日（金）から5日（土）の2日間、10時～17時まで、江東区有明の東京国際展示場（東京ビッグサイト）西3ホールにおいて開催された。

初日には、秋篠宮同妃両殿下がご来場になり、天皇杯コーナー等をご視察された。

農林水産業啓発展では、天皇杯受賞者の業績を紹介する天皇杯コーナーのほか、「豊かな食でつくる元気な心と身体」をテーマに政府特別展示コーナーを設け、「低温製粉技術を活用したそば打ち用キット」を実演を交えて紹介。他にも「イソフラボンを多く含有する大豆ふくいぶき」等の実物とパネルで紹介し、また、

「移動消費者の部屋」を設置し、消費者からの相談などに応対した。都道府県農林水産技術・経営普及展コーナーでは、全国各地域で実用化されている特産物の技術を紹介し、消費者の方々の農林水産業への理解を深めた。

また、各都道府県による郷土の新鮮な農林水産物の展示・即売及び30を超える農林水産関係団体による農林水産業・食料等についての啓発展示等が行われた。

更に、「親子日曜大工教室」、「ポニー馬車の乗車体験」等の家族ぐるみで楽しめる多彩な催しを行い、来場者の好評を得た。

なお、実りの喜びを広く多くの人達と分かち合うため、11月５日(土)17道県・６団体から提供された農林水産物を、(財)東京善意銀行を通じて、都内多数の福祉施設に贈呈した。

開催２日間の来場者は、約46,000人であった。

平成17年度（第44回）農林水産祭天皇杯等三賞受賞者）

Ⅰ　天皇杯等受賞者

1　天皇杯受賞者

部門	出品財	住所	氏名等（年齢）	表彰行事
農産	経営（麦）	北海道斜里郡斜里町	朱円麦作集団（代表　遠藤　秀彦）	平成16年度全国麦作共励会
園芸	経営（観葉植物）	愛知県額田郡額田町	有限会社三浦園芸（代表　三浦　基彰）	第34回日本農業賞
畜産	経営（肉用牛経営）	岡山県真庭市	＊石賀　博和　(51歳) ＊石賀　恵子　(50歳)	平成16年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・地域特産	経営（薬用作物）	沖縄県島尻郡佐敷町	有限会社沖縄長生薬草本社（代表　下地　清吉）	第54回全国農業コンクール
林産	経営（林業経営）	東京都西多摩郡檜原村	田中　惣次　(58歳)	全国林業経営推奨行事
水産	技術・ほ場（資源管理・資源養殖）	鹿児島県薩摩川内市	甑島地区キビナゴ資源管理協議会（代表　塩田耕大郎）	第10回全国青年・女性漁業者交流大会
むらづくり	むらづくり活動	沖縄県中頭郡読谷村	渡慶次集落（代表　玉城　安徳）	

2　内閣総理大臣賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等（年齢）	表彰行事
農産	経営（水稲）	青森県五所川原市	秋田谷長一郎　(56歳)	第54回全国農業コンクール
園芸	経営（トマト）	栃木県下都賀郡大平町	有限会社グリーンステージ大平（代表　飯田　智司）	第31回全国施設園芸共進会
畜産	経営（酪農）	北海道標津郡中標津町	＊遠藤　昭男　(50歳) ＊遠藤美智子　(40歳)	平成16年度全国優良畜産経営管理技術発表会
蚕糸・地域特産	産物（葉たばこ）	熊本県天草郡栖本町	＊平田　貢　(55歳) ＊平田シゲ子　(51歳)	熊本県葉たばこ共進会
林産	産物（乾椎茸）	岩手県下閉伊郡山田町	芳賀　計市　(62歳)	第53回全国乾椎茸品評会
水産	産物（水産加工品）	東京都大田区	有限会社田中正造商店（代表　田中　友祥）	第18回全国加工海苔品評会
むらづくり	むらづくり活動	高知県幡多郡十和村	十和村おかみさん市（代表　竹内　榮）	

3　日本農林漁業振興会会長賞受賞者

部門	出品財	住所	氏名等（年齢）	表彰行事
農産	経営（大豆）	滋賀県甲賀市水口町	農事組合法人酒人ふぁ～む（代表　谷口　榮治）	第33回全国豆類経営改善共励会
農産	生活（巻き寿司、惣菜）	兵庫県多可郡八千代町	マイスター工房八千代（代表　藤原　隆子）	第54回全国農業コンクール

園　芸	経　営 （柿、梅）	奈良県吉野郡西吉野村	堀　嘉秀　（64歳）	第34回日本農業賞
畜　産	経　営 （養　豚）	鹿児島県曽於郡大隅町	有限会社大隅ポーク （代表　西園　幸一）	平成16年度全国優良畜産経営管理技術発表大会
蚕糸・地域特産	産　物 （茶）	奈良県奈良市	井ノ倉光博　（41歳）	第57回関西茶品評会
林　産	経　営 （林業経営）	北海道紋別郡滝上町	有限会社真貝林工 （代表　眞貝眞佐喜）	全国林業経営推奨行事
水　産	産　物 （流通・消費拡大）	熊本県天草郡苓北町	天草漁業協同組合苓北町一本釣り振興会 （代表　今村　義行）	第10回全国青年・女性漁業者
むらづくり	むらづくり活動	福岡県福津市	あんずの里市利用組合 （代表　井ノロツヤ子）	

（注）氏名等欄に＊印を付したものは、夫婦連名の表彰を示す。

II　むらづくり部門　農林水産大臣賞受賞団体

平成17年度農林水産祭むらづくり部門　農林水産大臣賞決定等事例一覧

（東北ブロック）	
岩　手　和賀郡東和町	石鳩岡集落
○秋　田　能代市	河の流れ塾
山　形　長井市	伊佐沢地域振興会
（関東ブロック）	
○栃　木　那須郡那須町	東山道伊王野ふるさと物産センター組合
山　梨　東八代郡豊富村	豊富村農産物等搬入運営委員会
長　野　飯山市	福島棚田保存会「棚田の里　三部」
（北陸ブロック）	
○石　川　羽咋郡宝達志水町	所司原村づくり推進協議会
（東海ブロック）	
○岐　阜　揖斐川町	桂区
（近畿ブロック）	
○兵　庫　丹波市	NPO 法人神楽の郷
和歌山　那賀町	那賀町有機農業実践グループ
（中国・四国ブロック）	
山　口　周南市	棚田清流の会
愛　媛　伊予郡松前町	徳丸農業区
○高　知　幡多郡十和村	十和村おかみさん市
（九州ブロック）	
○福　岡　福津市	あんずの里市利用組合
熊　本　水俣市	村丸ごと生活博物館　頭石
大　分　日田市	大肥郷ふるさと農業振興会
（沖縄ブロック）	
○沖　縄　読谷村	読谷村渡慶次集落

○印は各ブロックの最優良事例である。

第４節　栄　典　関　係

農林水産業及び食品産業など関連産業の発展等に努め、特に功績顕著であるものとして、春秋の叙勲及び褒章を授与された者は次のとおりである。

１　春　秋　叙　勲

ア　平成17年４月29日（112名）
　旭日中綬章（３名）
　旭日小綬章（９名）
　旭日双光章（35名）
　旭日単光章（29名）
　瑞宝中綬章（８名）
　瑞宝小綬章（15名）
　瑞宝双光章（１名）
　瑞宝単光章（12名）
イ　平成17年11月３日（96名）
　旭日中綬章（１名）
　旭日小綬章（７名）
　旭日双光章（36名）
　旭日単光章（24名）
　瑞宝重光章（１名）
　瑞宝中綬章（８名）
　瑞宝小綬章（７名）
　瑞宝双光章（１名）
　瑞宝単光章（11名）

２　春　秋　褒　章

ア　平成17年４月29日（44名）
　黄綬褒章（32名）
　藍綬褒章（12名）
イ　平成17年11月３日（43名）
　黄綬褒章（29名）
　藍綬褒章（14名）

第５節　協同組合検査

１　協同組合検査の趣旨

農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等の協同組合系統組織については、他業態との競争の激化、金融自由化の進展等、厳しい経営環境に置かれる中、組合員の負託にこたえ、将来にわたって、農林水産物の生産・流通や農山漁村の活性化といった役割を適切に果たしていくためには、その自助努力と相まって、行政庁検査の的確な実施を通じて経営の健全性を確保することが必要である。

２　平成17年度の検査方針

農林水産省においては、平成17年度に、次のような方針により公正かつ効率的な検査を実施した。

ア　検査周期
　信用事業又は共済事業を行う協同組合系統組織については年１回の実施。また、それ以外の系統組織等については、原則として２～５年に１回の検査周期を確保しつつ検査実施率の向上を図る。

イ　検査実施に当たっての留意事項
　(ｱ)　都道府県知事から要請があった場合の要請・連携検査の最大限の受入れ
　(ｲ)　中央会等が実施する監査士監査結果の活用と当該監査の実施時期に対する配意
　(ｳ)　公認会計士等専門家の積極的な活用と金融庁との連携強化

ウ　検査重点項目
　(ｱ)　役職員の法令等遵守態勢の確保及び内部統制の確立
　(ｲ)　食の安全・安心に関する取組の検証
　(ｳ)　系統信用事業の健全性確保と危機管理態勢の検証
　(ｴ)　食料・農業・農村基本法、森林・林業基本法、水産基本法及び各基本計画等への的確対応
　(ｵ)　個人情報保護に関する取組の検証

３　検査体制の強化等

検査方針に則して的確な検査を実施するため、検査体制を強化するとともに、検査官、都道府県検査担当職員等に対する研修を実施することにより検査技術等の向上を図った。

ア　検査官の人員（17年度末）
　本　　省　　73人（16年度末69人）
　地方農政局　　57人（16年度末57人）
　　（沖縄総合事務局２人を含む。）

イ　研修実績
　協同組合検査職員基礎研修

共通コース	５日間	163名
簿記・会計コース	４日間	148名
資産査定コース	５日間	153名
金融・証券・会計応用コース	５日間	106名

　協同組合検査職員中堅研修

フォローアップ中堅コース	５日間	76名

　協同組合検査職員高等研修

責任者養成コース	5日間	47名
検査部部内研修		
転入職員コース（年2回）	2日間延べ	47名
実務コース（年3回）	2日間延べ	161名
通信教育コース		
日商簿記2級	4月間	5名
ビジネス実務法務2級	3月間	6名
検査職員養成研修		
基礎研修（年2回）	2日間延べ	33名
インターン研修	5日間～32日間	12名

4　検査の実績等

17年度の農林水産省の検査における指摘事項としては例えば次のようなものがあり、また検査実績は表のとおりである。

ア　法令等遵守態勢の整備・強化
イ　資産の自己査定及び償却・引当の適正化
ウ　時価会計・退職給付会計への対応
エ　疑わしい取引及び本人確認事務の適正化
オ　共済契約及び支払査定業務の適正化
カ　個人情報保護・貯金者データ整備の適正化

表　協同組合検査実績

	対象機関数	検査実施組合数	実施率	延日数	延人日数
農業協同組合連合会等	195	64	32.8	813	5,738
森林組合連合会	47	16	34.0	147	430
水産業協同組合連合会等	99	52	52.5	484	1,559
農業信用基金協会	47	14	29.8	91	268
漁業信用基金協会	43	24	55.8	122	300
合　計	431	170	39.4	1,657	8,295

第6節　情報の受発信

1　ホームページ、メールマガジン

ホームページ、メールマガジンについては、インターネットの普及に伴い、省の代表的な情報受発信手段の一つとして位置づけ、積極的な活用を行った。

ホームページでは、ウェブコンテンツ JIS X8341-3に対応し障害者・高齢者にも利用しやすいホームページに改善を図った。また、子ども向け専用コーナーや「食料自給率の部屋」を開設するなど掲載内容の充実を図った。

これらの結果、本年度のホームページアクセス件数は12万件増加し、463万件となった。

メールマガジンでは、農林水産施策に関心のある者に対し、農林水産施策情報を積極的かつきめ細かく提供するため、毎週金曜日に発行とするとともに、新たに輸出促進情報等施策ごとの専門メールマガジンの充実を図った。

これらの結果、本年度末時点の本省発行のメールマガジン発行数は、14誌、読者は5万5千人増加し、11万3千人となった。

2　定期刊行物等

⑴　農林水産省広報誌「AFF」

農林水産省広報誌「AFF」は、農林水産省の総合広報誌として毎月発行し、一般国民を対象に、農林水産業、農山漁村、食、食品産業・食品流通業の情報や、諸施策の紹介等農林水産行政に関する情報を幅広く的確にとりあげ、都道府県、国・公立図書館、国民生活センター・消費生活センター、農林漁業団体等に配布した。

⑵　農林水産省年報

前年度に引き続き16年4月1日から17年3月31日までの農林水産省施策をとりまとめ、農林水産省年報16年度版として発行し、農林水産省ホームページにおいても公表した。

⑶　はやとといちごの突撃取材

子ども達に食の大切さや農林水産業の役割等の正しい知識を付与するため、「はやとといちごの突撃取材」として、次のテーマについて朝日小学生新聞に掲載した。

17年9月　朝ごはんは脳のエネルギー源
18年2月　お米の魅力ってなんだろう？
　　2月　牛乳・乳製品で丈夫な骨をつくろう
　　2月　日本の果物・野菜は海外でも大人気
　　3月　魚の資源管理って何だろう？
　　3月　健康な身体はバランスのよい食事から

⑷　食と農の新春トーク

食と農林水産業について、中川昭一農林水産大臣とプロテニスプレーヤーの神尾米さんとの対談概要を日

本農業新聞（平成18年１月１日）に掲載した。

⑸ 「食」から見える日本の未来

「食」について中川昭一農林水産大臣とフランス料理シェフの三國清三さんとの対談概要をアエラ、日経ビジネス、ニューズウィーク日本版に掲載した。

⑹ 農林水産省のしおり

一般国民及び外国人を対象に、農林水産行政及び農林水産省の業務の概略を紹介し農林水産施策についての理解を深めてもらうため、「M.A.F.F.（食料の安定供給と美しい国づくりに向けて）」と題し、日本語版と英語版のパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

⑺ 農林水産省子供向けパンフレット

次代を担う小中学生を対象に、農林水産業及び農林水産行政への理解を深めてもらうため「農林水産省ガイドBOOK　21世紀のくらしを考えていますか」と題し、イラストと写真を中心にQ&A方式で、農業、米、畜産業、林業、水産業についてわかりやすく解説したパンフレットを作成し、来庁者へ配布した。

3　テレビ、ラジオ等

⑴ テ　レ　ビ

ア　「星野知子のそれいけ！アグリ」

農林漁業者等をはじめとする一般国民へ食、環境、農林水産業などに関する情報を提供し、農林水産施策への理解と協力を得るため、星野知子をキャスターとした番組を、全国ローカル局16局において、毎週１回15分間、平成18年１月～３月まで12回放送した。

番組のタイトルは次のとおり。

１．みんなの里山を守れ
２．農業って楽しい！
３．地場野菜を食べよう！
４．食育で元気あっぷ
５．みんなで海を体験しよう
６．環境にやさしい農業をエコファーマー
７．情報付き野菜を探れ！
８．特産品でイメージアップ
９．中身で勝負！楽しい農業
10．立ち上がれ！森林を守るために
11．学校給食で食育を
12．みんなで守ろう！きれいな水

イ　「舞の海のとれたて日本」

一般国民を対象に日本の食料・農林水産業の現状や農林水産施策についての理解促進を図るため、舞の海をリポーターとした番組を、テレビ東京ほか全国２局において、毎週１回15分間、平成17年10月～平成18年３月まで12回放送した。

また、ダイジェスト版に再編集した動画コンテンツを農林水産省ホームページに掲載した。

テーマは次のとおり。

１．おふくろの太巻き寿司
２．こだわり特産物！ぶどうと米
３．尾張の特産！ほうれんそう
４．きのこづくし
５．三河の味！なすと八丁味噌
６．美味しい芳賀の梨
７．とれたて新鮮野菜
８．加賀丸いもの秘密
９．必見！京野菜
10．津軽の山の幸と海の幸
11．大地の恵み！地元農産物
12．地域に根ざした食材
13．大豆！豊かな食文化
14．おいしい特産！にんじん
15．ようこそ柿の里へ
16．緑黄色野菜で元気に
17．心を彩る八朔の味
18．元気一杯ほうれんそう
19．絶品！三浦半島鍋
20．大地の栄養いっぱいだ
21．健康野菜やまといも
22．伝統野菜！深谷ネギ
23．特産！べにあずま
24．甘い香りをお届けします。

ウ　農政情報カフェ「美味しいズム」

一般国民を対象に、「食料自給率の向上」をテーマとした農林水産業や農林水産施策に関する農林水産情報番組を６本制作し、競馬・農林水産情報衛星通信ネットワーク（グリーンチャンネル）を通じて毎週月曜日30分間の本放送のほか、再放送を含め年間を通じて放送した。

また、グリーンチャンネルアグリネット（農林水産情報）のホームページに動画を掲載した。

番組タイトルは次のとおり

１．こんなにある、産地ブランド
２．台所から食育をはじめよう！
３．再発見！農のチカラ
４．おにぎり大好き！
５．あなたの料理は「もったいない!?」
６．トレーサビリティは誰のため？

⑵ ラ　ジ　オ

「農林水産ダイヤル」

ラジオ NIKKEI において毎週火曜日の10分間、平成17年４月～平成18年３月まで放送された「農林水産ダイヤル」に農林漁業者等を対象に農林漁業に関する諸施策、農林漁業の動向及び統計結果等を52回提供した。

⑶　ビ　デ　オ

「ザリガニ君が語る！農業用水」

次代を担う子どもたちを対象に、農林水産業に関する情報を映像により分かりやすく紹介し、関心の高揚と理解を促進するため、「農業用水の役割」について紹介した10分程度のビデオテープを制作し、これを全国の視聴覚ライブラリー等415ヵ所へ配布し、その利用を依頼した。また、農林水産省ホームページに動画コンテンツを掲載した。

4　地域での取組

全国の統計・情報センターでは、農林水産施策の内容とその実行過程の透明性を図り、国民の施策に対する理解の醸成を目的として、地域のイベント・説明会・会議への参画、小中学生や消費者などを対象とした出前講座の実施、国民への個別訪問等により、直接、消費者、生産者、オピニオンリーダー、地方公共団体、農協等関係団体に対し、農林水産施策の情報を丁寧で分かりやすく説明を行うとともに、これら施策に対する国民各層の意見・要望や現地情報を収集する取組を行った。

また、都道府県、農協等から発信されている地域の農林水産関係情報を国民が容易に入手できるよう、各統計・情報センターのホームページ上に専用のサイト（地域情報ネットワーク）を設けた。

5　内閣府政府広報との連携

内閣府政府広報室においては、政府の施策等について国民の理解と協力を得ることを目的として、出版物、放送その他各種媒体による広報活動を行うとともに、国民の政府に対する意見・要望を把握するため、国政モニターによる広聴活動及び国民に対する意向調査を行っている。

本年度、内閣府政府広報室を通じて実施した当省関係の主なものは次のとおりである。

⑴　テ　レ　ビ

ア　「新ニッポン探検隊！」（日本テレビ他30局、15分番組。身近でホットな情報、知って良かったと思える情報について、VTR 取材又は有識者等が出演し、国民各階層向けに分かりやすく伝達。）

○　立ち上がる農山漁村他７件

イ　「ご存じですか」－生活ミニ情報－（日本テレビ他30局、５分番組。政府施策のうち、国民生活に密着したテーマに関する情報及び告知的なものについて、有識者又は各府省の担当者等が出演し、主婦層を主な対象として分かりやすく伝達。）

○　疏水百選他６件

ウ　「キク！みる！」（フジテレビ他１局、８分番組。暮らしに関係の深いタイムリーな話題について、VTR 取材により、国民各層向けに分かりやすく伝達。）

○　農業の担い手の育成・確保他２件

エ　「そこが聞きたい！構造改革」（フジテレビ、５分番組。「構造改革」を中心に、各種施策のポイントをその分野のキーマンが１問１答形式で解説。）

○　食料・農業・農村基本計画及び食料自給率

オ　「政策対談明日への架け橋」（CS 朝日ニュースター、30分番組。政府が現在取り組んでいる政策について、その政策責任者と学者又はジャーナリスト等が深く掘り下げて議論を展開し、管理者層向けに分かりやすく伝達。）

○　食料・農業・農村基本計画他１件

カ　「ニッポン Navi」（日経 CNBC、30分番組。経済・財政問題をはじめとする構造改革の成果と現状を取材により分かりやすく伝達。）

○　水産業・漁村の多面的機能他１件

キ　「ニッポン早わかり」（テレビ神奈川、30分番組。国民生活に密着した施策について、VTR 取材を含むスタジオトークにより、我が国が直面している諸課題について分かりやすく伝達。）

○　国民参加の森林づくり他８件

⑵　ラ　ジ　オ

ア　「グッドモーニングジャパン」（TBS ラジオ他８局、30分番組。政府施策について、インタビュー、録音構成等により国民各層を対象に分かりやすく解説。）

○　動物検疫・植物検疫他７件

イ　「中山秀征の愛して JAPAN！」(FM 東京他37局、25分番組。若い世代に関心のあるテーマを取り上げ、トークと CM を通じ施策の基本を解説。）

○　木づかい運動他３件

⑶　出　版　物

ア　「時の動き」（A4版、月１回発行。政府の重要施策への取り組みやその意義・骨格などを関連資料とともにコンパクトにまとめ正確な情報として提供。）

○　経営所得安定対策等大綱他１件

イ　「Cabi ネット」（A4変形版、月２回発行。総理・閣僚の動きを中心に、内閣の重要施策の意義、必要

性等を、写真、イラスト、図表などを用いつつ伝達。）

○　食料・農業・農村基本計画他12件

ウ　「にっぽん NOW」（タブロイド版、月２回発行。主に都市地域の主婦層を対象に、政府の主要な広報テーマと暮らしに役立つ行政情報を新聞折込方式等で提供。）

○　食事バランスガイド他２件

エ　「官報資料版」（A4版、週１回発行。地方自治体、有識者等に対して、各府省の白書、統計調査結果等について、内容を簡潔かつ分かりやすく紹介。）

○　食料・農業・農村白書のあらまし他２件

⑷　新　聞　広　告

「食料自給率の向上」や「都市と農村の共生・対流の国民的な運動の展開」等を全国紙等に掲載した。

⑸　雑　誌　広　告

「食料自給率の向上」や「有機食品の検査・認証制度」を一般雑誌に掲載した。

⑹　その他の広報活動

「国民参加の森林づくり」等を実施した。

⑺　広　聴　活　動

・国政モニター随時報告

随時報告のうち、回答を要するもの５件に回答を行い、その他の報告を各部局庁に参考配布した。

⑻　世　論　調　査

・「都市と農村の共生・対流」に関する世論調査

11月に全国20歳以上の3,000人を対象に実施した。

第７節　行政情報化の推進

1　電子政府の構築

農林水産省においては、電子政府構築計画（平成15年７月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年６月14日一部改定）に基づき、利用者本位の行政サービスの提供として、多様な手段により必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてインターネット上の一つの窓口で（ワンストップ）行政サービスを行えるようにするとともに、各府省共通業務・類似業務における共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等の外部委託の推進等の業務・システムの最適化を行うこと等により、電子政府の構築に取り組んでいるところである。

平成17年度においては、電子政府の構築を確実に推進することにより利用者本位の行政サービスの提供、予算効率の高い簡素な政府の実現を目指し以下のとおり実施した。

⑴　業務・システムの最適化

ア　旧式（レガシー）システムに該当する総合食料局（旧食糧庁）における情報管理システム及び国有林野事業関係業務の業務・システムについて最適化計画を策定した。

イ　農林水産省共同利用電子計算機システム、生鮮食料品流通情報データ通信システム、動物検疫業務及び植物検疫業務（輸出入及び港湾・空港手続関係業務）及び農林水産省情報ネットワーク（共通システム）について、見直し方針及び最適化計画を策定した。

⑵　オンライン利用の促進

年間申請件数の多い（年間申請件数10万件以上）手続（①指定検疫物の輸入届出、②輸入植物等の検査の申請、③採捕数量等の報告）をオンライン利用促進対象手続として定め、「オンライン利用促進のための行動計画」を策定した。

2　行政事務のペーパーレス化

平成17年度におけるペーパーレス化（電子化）の推進方策を定め、重点的にペーパーレス化を推進する事務を定めるなど電子メール及び電子掲示板の活用により、行政事務のペーパーレス化（電子化）の取組を一層強化し、行政事務の効率化、簡素化及び情報の共有化を図った。

3　セキュリティ対策

「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」等の遵守状況及び情報セキュリティの確保が効果的に実施されることを確認するため、農林水産省行政情報システムの管理・運用状況等について、第三者機関による情報セキュリティ監査を実施し、その結果を踏まえて対策を講じた。

第８節　年 次 報 告 等

1　食料･農業･農村の動向に関する年次報告

食料・農業・農村基本法第14条の規定に基づき、政府は、「平成17年度食料・農業・農村の動向」及び「平成18年度食料・農業・農村施策」を平成18年６月６日に閣議決定し、同日付けで第164回国会に提出した。

前者については、新たな「食料・農業・農村基本計画」（17年３月）に基づく農政改革の初年度（17年度）の主要施策の取組と課題を整理することにより、農政改革について、国民の関心と理解を一層深めることを

狙いとして、とりまとめた。全体の構成としては、冒頭にトピックスを設けて、最近の特徴的な取組や動きを紹介したのち、食料・農業・農村の分野ごとに章立てし、当該分野の動向を分析、記述した。

(1)　望ましい食生活の実現と食料の安定供給システムの確立

ア　食の安全及び消費者の信頼の確保の取組

(ア)　食の安全確保に向けた取組と課題

国内外でのBSEの発生、高病原性鳥インフルエンザの発生、食品の偽装表示等を契機とした、国民の食の安全に対する関心が高まっている。消費者に安全な食品を供給するためには、生産から消費に至る食品の安全確保の取組が重要であり、資材の適正使用等を定めた食品安全GAPの導入・普及やリスクコミュニケーション、危機管理体制の整備を推進している。

また、家畜等の病気や植物の病虫害の防止措置についても、リスク分析の考え方を適用して対策を講じることが重要となっており、家畜伝染病の発生予防や動物・畜産物の輸出入検疫、植物検疫等を推進している。

(イ)　BSE、高病原性鳥インフルエンザ問題に対する取組

BSE問題については、食の安全・安心を大前提に科学的知見に基づき施策を講じて、国民への情報提供に努めることが重要である。また、高病原性鳥インフルエンザ（強毒型）の世界的な拡大が懸念されるなかで、国内対策の徹底と国際連携の強化が必要である。

(ウ)　消費者の信頼の確保の取組

牛肉以外の食品のトレーサビリティ・システムについては、食品産業における導入や出荷先とのシステム連携が進展し、生産から流通までのシステム構築が重要である。

食品表示については、生鮮食品の原産地表示の実施率が向上し、また加工食品の原料原産地表示の義務付けの対象が拡大された。表示制度の改善・充実や監視指導等が重要である。

最近、食品企業による不正表示等の事件等が頻発し、食品企業等の法令遵守の確立や情報公開の強化等が課題である。

今日、消費者、食品産業事業者、生産者の間の物理的・心理的な距離が拡大し、それぞれが社会的役割を発揮し、お互いの顔が見える関係構築が重要である。

イ　食生活の現状と食料自給率向上の取組

(ア)　食生活の現状と食育の推進

我が国全体の食料消費支出の過半が55歳以上層で占められ、今後、食料消費の動向に与える高齢世代の影響力はさらに強まる見込みである。

食料消費の動向には、年齢や収入階層、世帯構成等の様々な要因が影響しており、今後、少子高齢化の進展や人口の減少も踏まえ、消費者の志向やニーズ等への一層きめ細かな対応や、積極的な需要創出の取組が重要である。

我が国の食生活には、脂質過多等の栄養のかたより、食習慣の乱れ、欠食の広がり、大量の食品ロスの発生等の問題が生じている。国民が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性をはぐくむため、食育の推進が喫緊の課題となっており、家庭、学校、地域等様々な分野において食育を推進していく必要がある。米を中心として多様な副食から構成され、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践の促進のため、「食生活指針」や「食事バランスガイド」等の活用を通じ、様々な主体が参画した取組が重要である。

(イ)　地産地消の推進

食と農の距離の拡大するなか、各地で地産地消の取組が広がりつつある。地産地消の取組には、「顔が見え、話ができる」関係づくり、地場農産物の消費拡大、地域農業の活性化等の様々な効果が期待される。

地産地消の取組は、産地直売所、農産加工場、学校給食での地場農産物の使用等、多様な形態で進展しているが、直売、加工等向けの地場農産物の確保、販路の開拓等が課題となっている。

(ウ)　食料産業の動向

食料産業は、国内総生産（GDP）の1割を占める重要な産業であり、食の簡便化等を反映して、飲食費の最終消費額（80兆円）に占める加工品と外食の割合は8割まで上昇している。

近年、加工・外食に仕向けられる輸入食品の割合は上昇し、食品製造業の海外生産比率も上昇傾向にある。国内農業がこれらのニーズに十分に対応できていない理由の一つに高い国産農産物の価格があげられ、今後、農業生産資材費を含むフードシステム全体のコスト削減と食品産業と農業の連携強化の取組が重要である。

(エ)　農産物輸入の動向

我が国は世界最大の農産物純輸入国である。我が国の農産物輸入の構造は、米国、中国等の上位5か国で6割強を占めるなど、特定国に依存する

傾向が強く、最近では野菜等の輸入増加により、中国の割合が上昇している。

(ｵ)　食料自給率向上の取組

供給熱量ベースの自給率の長期的な低下は、食生活の変化により飼料穀物や油糧種子等の輸入の増加や、耕地面積の減少や耕地利用率の低下による作付延べ面積の大幅な減少も影響を及ぼしている。

輸入に多くを依存する構造は、食料の安定供給の確保等の観点からぜい弱性を内在しており、自給率目標を掲げ、その達成に向けた農地・農業用水、担い手、農業技術等の確保を通じて、食料供給力の強化を図ることが重要である。新たな基本計画では、供給熱量ベース、生産額ベースの自給率目標を設定、重点的な取組事項と関係者の役割を明確化し、食育、地産地消の推進、食品産業と農業の連携強化、担い手による需要に即した生産等、消費・生産両面の取組が推進されている。

ウ　世界の農産物需給と農産物貿易交渉の動向

(ｱ)　世界の農産物需給と農産物貿易の動向

最近の穀物の生産量は、豊作となった2004年を除いて消費量を下回って推移しており、穀物の期末在庫率は、2005年は19％と低水準である。世界の食料需給は、人口の増加に伴う需要の増大が見込まれるなかで、水資源の不足、地球温暖化の影響等、中長期的にみて多くの不安定要因が存在している。

中国、インド、ブラジルでは、近年の経済発展等に伴い、農産物需給や農産物貿易の動向が変化しており、特に中国では、農産物輸入が大きく増加し、最近は、南米からの油糧種子や植物油脂等の輸入割合が上昇した。今後、これらの国々の世界の食料需給に与える影響等について、注視していくことが重要である。

(ｲ)　農産物貿易交渉の動向

WTO 農業交渉においては、輸出国と輸入国のバランスがとれた貿易ルールの確立を目指し、我が国の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう積極的に交渉を進めるとともに、世界的に取組が増加する EPA ／ FTA も積極的に推進している。

(2)　地域農業の構造改革と国産の強みを活かした生産の展開

ア　農業経済の動向

(ｱ)　農業経済の動向

16年の農業生産は、米等が増加したため農業生産指数（総合）は前年に比べ1.7％増加したが、農業総産出額では８兆８千億円で0.8％減少した。また、A 重油価格の大幅な上昇により施設園芸農家に影響がみられ、エネルギー利用効率化等の促進が重要である。

主業農家の農家総所得は年ごとに大きく変動しており、農業の持続的な発展を図るためには、主業農家等の経営安定が重要である。

(ｲ)　農業労働力の動向

農業就業人口は、333万８千人（17年）で12年から14.2％減少した。農家世帯員の年齢階層別の分布状況をみると、50歳代後半から自営農業を主とする従事者が増加しており、長期的には労働力不足が懸念される。

新規就農青年（新規学卒者・39歳以下の離職就農者）は、約１万２千人（15年）で、新規就農者全体の14.8％にとどまっている。地域では新たな就農支援体制の整備や団塊世代の就農支援の取組の動きがみられる。女性農業者は基幹的農業従事者の46％（17年）を占め、認定農業者数も増加しており、今後経営参画や地域社会への参加の一層の推進が重要である。

イ　担い手の育成・確保と地域農業の構造改革の加速化

(ｱ)　担い手等をめぐる動向と課題

認定農業者（18年３月）は20万１千経営体で、13年から34％増加している。

集落営農は１万（17年）で、集落営農の組織化・法人化に当たって、リーダーの不在、高齢者の不参加等の問題があげられており、今後、核となる人材の育成、集落営農の具体的メリットの周知等が重要である。地域では創意工夫による取組が進展している。

(ｲ)　農地の確保と有効利用

耕地面積は469万ha（17年）で、長期的に減少傾向が続き、耕作放棄地面積は38万haである。経営規模の大きい階層ほど規模拡大を図る傾向が強いが、近年、農地の利用集積の伸び率が鈍化傾向にあり、今後、面的なまとまりのある形での担い手に対する農地の利用集積の促進、優良農地等の確保が重要である。

(ｳ)　地域農業の構造改革の加速化

認定農業者等の経営では、効率化や多角化等を進め、より高い農業所得の実現を目指す傾向がある一方で、農業所得への依存度が高く、農産物価格等の変動の影響を受けやすい特徴がある。

農業構造について、５ha以上層の農家数は増加しているが、田面積の３割は１ha未満層が保有しており、水田農業における担い手への経営資源等の集中に遅れがみられ、今後、担い手経営の特質や諸外国との生産条件の格差等も踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う強じんな農業構造を構築することが喫緊の課題である。

土地利用型農業について、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した政策に転換する「品目横断的経営安定対策」の具体的な仕組みが、17年10月に経営所得安定対策等大綱において決定された。

今後、19年産からの導入に向け、対策の内容・効果の周知や、対象者要件を満たす担い手の育成・確保の取組の一層の推進が重要である。

(ｴ) 農協の課題と改革の取組

農協の経済事業について、事業収支の悪化、組合員からの不満、全農による偽装表示事件等の問題が顕在化し、抜本的な改革を断行していくことが必要である。農林水産省の業務改善命令に基づき、全農は17年12月に業務改善計画を提出した。今後国民全体からの理解と支持が得られるような取組の推進が不可欠である。

ウ　国産の強みを活かした農業生産の展開

(ｱ) 国産の強みを活かした農業生産の展開

消費者の７割が、できるだけ国産農産物を購入しようと意識しており、また輸入品と比べて、旬や鮮度等の点で国産農産物を評価している。今後はこれらの評価や課題等を踏まえつつ、国産の強みを活かした生産の展開が重要である。

生産現場では、生産資材の適正な管理・使用の徹底、食品安全GAPの導入･普及等の取組が進展しており、食品の安全確保等の取組は、国産農産物の安全性の向上だけではなく、生産者・産地の意識改革、ブランド化・差別化の契機となる可能性があり、その積極的な推進が必要である。

消費者における農産物の認知度や信頼性を高める地域ブランドの取組については、地域で様々な取組が進められている一方、安定的な生産やブランドの管理手法の構築等が課題となっている。

我が国の植物新品種が無断で海外に持ち出され、収穫物等が輸入される問題が発生しており、今後、知的財産の保護・活用に積極的・戦略的に取り組むことが重要である。また、革新的な技術の開発と現場への普及が、農業・食品産業の競争力の強化、新たな需要の創出・拡大等を図るために重要である。

(ｲ) 農産物輸出の取組の推進

我が国の農産物輸出は、東アジアの経済発展に伴う高額所得者層の市場規模の拡大等を背景に、近年、増加傾向にあるが、輸出の拡大に当たり、海外市場や消費者ニーズ、海外での販路の確立、国内の産地づくり、輸出阻害要因の是正等が課題である。

農産物輸出の拡大は、我が国の「攻めの農政」の柱として様々な効果をもたらすもので、民と官が一体となった輸出促進に向けた取組を強力に推進している。

エ　環境保全を重視した農業生産の推進

近年、肥料や農薬の過剰投入等による環境への影響の懸念が高まっている。環境保全を重視した農業の取組を販売農家の約半数が行っており、近年は、規模の大きな経営以外にも中小規模の経営でも取組が拡大するほか、エコファーマーの認定件数も着実に増加している。

環境保全を重視した農業の拡大に向けては、経営費や労力がかかることに加えて収量の減少や品質の低下、資材コストが比較的高いこと等の問題がある一方、環境に配慮した農産物に対するニーズは高いことから、安定的な量の確保に向けた産地づくり等が重要である。今後、農業環境規範や「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」に基づく地域の取組を加速化することが重要である。

オ　需要に即した生産の推進

(ｱ) 米

今後、売れる米づくりの一層の推進、新たな需給調整システムへの円滑な移行、19年度からの「米政策改革推進対策」の円滑な実施等が重要である。また、外食・中食等のニーズに対応した加工・業務向けの生産、米飯給食の一層の定着、米加工品の開発・普及等が重要である。

(ｲ) 麦

品質や生産性の向上の遅れ等の問題が顕在化しており、実需者ニーズに応じた新品種の育成・普及の促進、担い手等への麦作の集積等の取組が必要である。「品目横断的経営安定対策」の19年産からの導入に伴う施策・制度全般の見直しを着実に進めることが重要である。

(ｳ) 大豆

安定生産、コスト削減等の課題に対応するため、産地強化計画の策定、新栽培システムの開発、新品種開発等の取組が推進されている。「品目横断的

経営安定対策」の導入に伴い、大豆交付金制度等は廃止予定であり、新たな流通体制の構築等が検討されている。

(エ) 野菜・果実

野菜は、作付面積、生産量ともに減少傾向で推移する一方、輸入量は国内産地の加工・業務用への対応の遅れ等を背景に大幅に増加している。担い手の育成・確保を明確化した産地への生産・流通対策の重点化、加工・業務用に適した品質・規格等の普及等の取組が重要である。

果実は、後継者不足や高齢化、規模拡大の遅れなど生産基盤のぜい弱化が進行しており、今後、果樹産地構造改革計画の策定を通じて、ニーズに応じた生産・供給体制の構築を図っていくことが重要である。

(オ) 畜産

食肉の全体の需要量はほぼ横ばいとなっているが、家計の購入量はBSEや高病原性鳥インフルエンザの発生以前の水準まで回復していない。

飼料自給率の向上のため、関係者一体となった自給飼料の増産、エコフィードの推進等に向けた取組を計画的に進めていくことが重要である。

(3) 農村の地域資源の保全・活用と活力ある農村の創造

ア　農業集落の動向

(ア) 農業集落の変化

農業集落は、農業生産面にとどまらず伝統文化の継承等、様々な役割を担ってきているが、農家戸数の減少や混住化の進行等により大きく変貌してきている。

また、離農や農家の点在化等により、農家戸数が9戸以下の小規模な集落で、集落の活動の機能が失われる割合が高い。

農村地域では高齢化が急速に進んでおり、特に地方圏の町村部の老年人口の割合は24.7%となっている。

(イ) 農業集落の活動の現状

農業集落のコミュニティ活動の一環である寄り合いについて、年間の開催回数は、農家戸数規模の小さな集落ほど少なくなる傾向にあり、集落の農家戸数規模によりコミュニティ活動の状況に違いがみられる。

農業集落の生産調整活動（田畑輪換、ブロックローテーション等）は、寄り合い回数が少ない集落ほど取組割合が低下している。また、農地が減少した農業集落において、その主たる要因が耕作放棄地である割合は、農家戸数規模が小さな集落ほど上昇している。

過疎化、高齢化、耕作放棄地の増大等により、特に中山間地域では野生鳥獣による農作物被害が深刻化しており、侵入防止柵等の設置や、放牧等の土地利用等を組み合わせた防除体系の確立が必要である。

イ　農村の地域資源の現状と課題

(ア) 農村の多様な資源の現状と多面的機能

農村には多様な地域資源が存在しており、特に、農地・農業用水等は、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。

農業の有する多面的な機能の効果は、国民全体が享受し得るが、農業生産活動や集落機能の低下等により、多面的機能の発揮に支障を生じる事態が懸念されている。今後、地域での具体的取組を通じて、その役割や重要性の理解を求めることが重要である。

(イ) 農村資源の保全管理の動向と課題

集落等における共同作業の内容は、例えば水田では、農業用用排水路の泥上げ、草刈りやごみの除去等が中心となっているが、農家戸数規模の小さい集落ほど、共同作業の実施割合が低下するとともに、1回当たりの作業時間が増加している。農地・農業用水等の維持管理の共同作業についての農家の負担感が高まっており、担い手農家は、作業内容等に応じて地域住民をはじめ多様な主体の参画を期待している。こうした状況のもと一般市民の9割は何らかの対策の必要性を認識している。

集落の構造変化等により担い手だけでは困難な維持保全を多様な主体が参画して取り組む仕組みの構築と、農業者による環境負荷軽減の取組を地域的な広がりをもって促進する施策の構築が必要である。

このことから、経営所得安定対策等大綱において、農地・農業用水等の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみで効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を総合的かつ一体的に実施する活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策（仮称）」の導入が決定された。19年度からの導入に向け施策の普及啓発、推進体制の整備の促進が必要である。

(ウ) バイオマスの利活用の促進

持続可能な循環型社会の形成や化石資源に過度に依存しない経済社会を構築していくうえで、バ

イオマスや風力等の地域資源の利活用は重要な課題である。食品廃棄物等の肥飼料化、バイオマスタウン構想、バイオマスプラスチック等の取組や、国内外でバイオエタノール、バイオディーゼル燃料等の利活用・実証の取組が推進されている。

バイオマス等の地域資源の利活用の推進を図るため、地域特性に応じたシステムの構築等が課題である。

平成18年３月に新たな「バイオマス・ニッポン総合戦略」が閣議決定され、バイオマス由来輸送用燃料の利用促進、バイオマスタウン構築の加速化、人材支援による海外との連携等を図ることとされており、今後、関係機関等が一体となった取組の推進が重要である。

ウ　活力ある農村の創造

(ア)　地域資源を活用した農村経済の活性化

農業と食品産業等が連携した食料産業クラスター等の取組が各地で進展している。今後、関係当事者間の情報交換の促進が課題であり、農業と他産業の間を橋渡しする者の役割が重要である。

地域経済の活性化に結び付く可能性のある農村の自然や景観、農産物等の資源を、地域自らの主体性と工夫により活用していくことで、地域にも経済的な波及効果をもたらすことが考えられる。

また、汚水処理施設や情報通信基盤等の社会生活基盤の整備は、都市と農村の間の共生・対流の取組を進めるうえでも重要である。

(イ)　都市と農村の共生・対流の一層の促進

地方圏では、人口減少や生産年齢人口割合の低下が続く見通しである一方、近年、中高年層の出生県へのＵターンの増加のきざしがみられる。都市住民は20歳以上の４割が「ふるさと暮らし」を志向しており、また、都市と農村の双方を行き来しながら生活する二地域居住に対する関心が高まっている。今後、地域の人々が快適に生活できる環境の整備とともに、国民の期待やニーズにこたえる魅力ある農村環境の整備が必要である。

我が国が経済社会構造の転換期を迎えるなか、地域が活力を取り戻しその役割を十分に発揮するためには、都市と農村の間で「人・もの・情報」が絶えず循環する共生・対流社会の実現が重要で、今後は、地域住民やUJIターン者、NPO等多様な主体が地域の内外を問わず共生・対流の取組に参画できるよう、研修や人材・情報のネットワーク化等の活動環境の整備の促進が重要となっている。

2　農業・食料関連産業の経済計算

「農業・食料関連産業の経済計算」は、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠した手法により、食料供給に関係する各種産業の経済活動と国民経済とのかかわりを、数量的に把握しているものであり、この経済計算は①農・漁業及び食料関連産業の生産活動の結果を国民経済計算の概念で把握した「農業・食料関連産業の経済計算」、②農業部門の生産と投資を捉えた「農業の経済計算」等から構成されている。

平成15年度結果の主な内容は次のとおりである。農業・食料関連産業の国内総生産は50兆1,449億円で、前年度に比べ2.2％減少した。これを産業別にみると、運輸業が増加したものの、商業、食品工業、飲食店等が減少した。

なお、農業・食料関連産業の国内総生産は、全産業の国内総生産（GDP）の10.2％を占めている。

3　産業連関表

産業連関表は、国あるいは一定地域において１年間に行われた財・サービスの産業相互間取引を一覧表に表したものである。全国を範囲とする産業連関表は、総務省、農林水産省をはじめとする関係10府省庁の共同作業により、５年ごとに作成している。

平成17年度においては、「平成17年産業連関表」の基本方針を作成した。

第９節　農林水産省図書館

(1)　収　　書

平成17年度における図書の受入れ（図書館の蔵書として登録したもの）は、3,024冊（国内図書2,653冊、外国図書371冊）で、この結果、今年度末における蔵書数は、275,891冊（国内232,170冊、外国43,721冊）となった。新聞・雑誌等の受入れは785種（国内684種、外国101種）であった。また、ビデオテープ（DVDを含む）・CD-ROM等の電子・映像情報資料の受入れは、ビデオテープ119タイトル、CD-ROM187タイトルで、今年度末における所蔵数はビデオテープ2,293タイトル、CD-ROM763タイトルとなった。

(2)　納本及び配布

農林水産省図書館から国立国会図書館への納本は、1,205冊であった。

また、他府省及び国内外の関係機関への配布も行っている。

(3)　利　　用

平成17年度の利用者数（閲覧及び貸出）は27,023人、貸出冊数は7,690冊であった。国立国会図書館並びに各府省図書館との相互貸借は313冊（貸出153冊、借受160冊）であった。また、職員への業務支援として閉館時の貸出を行う等、サービスの拡大を行った。

⑷　情報システムの活用

図書資料に関する閲覧及び情報提供等の利用者サービスを迅速かつ的確に行うため、「図書資料管理・提供システム」により、図書資料等の貸出・返却手続及び目録検索等を行っている。

また、「農林水産省図書館情報公開システム」により、蔵書等の目録情報及び農林水産省が編集・発行した行政図書の内容を電子化し、インターネットで公開・提供している。平成17年度は、行政図書を140冊追加し、年度末に電子的に提供可能な行政図書は1,969冊となった。

さらに、平成17年３月から、農林水産省に所属する４図書館（農林水産省図書館、林野庁図書館、農林水産政策研究所分館、農林水産技術会議事務局筑波事務所分館）の蔵書目録が一元的に検索できる「農林水産省図書館同時検索システム」の運用を開始した。

⑸　電子・映像情報室

ビデオテープを中心とする電子・映像情報資料については、電子・映像情報室においてパソコン、ビデオデッキ、DVDプレイヤー及びモニター等の機器を設置し、一般利用者等にも広く視聴の場を提供している。

第10節　環境保全対策

1　概　　説

今や環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題、さらには生物多様性の危機にみられるように、通常の事業活動や国民の日常生活に起因し、密接な関わりを持つものへと変化している。しかしながら、農林水産業は、工業等の他産業とは異なり、本来、自然と対立した形ではなく順応する形で自然に働きかけ、それを上手に利用し、健全な循環を促進することによって、その恵みを享受する生産活動である。

農林水産省においては、これまでも環境保全を意識した施策を展開してきたが、平成15年７月に環境政策の企画立案を一元的に担当する組織として、大臣官房環境政策課を設置した。また、平成15年12月には農林水産業が自然環境や物質循環とのかかわりが深い産業であるという認識のもと、今後の農林水産環境政策の展開に当たっての基本的な考え方を示すものとして「農林水産環境政策の基本方針」を取りまとめた。本基本方針では、環境保全を重視する農林水産業への移行を目指し、４つの環境分野（健全な水循環、健全な大気循環、健全な物質循環、健全な農山漁村環境の保全）ごとの施策を推進することとしている。特に、地球温暖化対策については、適切な森林整備の推進、農林水産分野の温室効果ガスの発生抑制対策等に取り組んでいるところである。

また、18年３月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、地域全体でのバイオマスの総合的な利活用等に関し、総合的かつ計画的な取組を今後強化していく必要がある。

2　農林水産業に係る環境対策の推進

平成17年度における環境保全対策のうち主なものは、以下のとおりである。

⑴　地球環境の保全

ア　熱帯林をはじめとする森林保全対策

ITTO（国際熱帯木材機関）を通じ、違法伐採木材の制御のための総合情報システムの開発、森林認証における監査制度の強化を行った。

イ　砂漠化防止・農地保全対策

持続可能な農業農村開発における砂漠化防止対策の技術開発のため砂漠化の要因分析や実証調査を行い、各種技術マニュアルの作成等を行った。砂漠化防止に資するための農民用技術マニュアル等の開発を行うとともに、民間セクターを活用した砂漠化防止の推進体制について調査を実施した。

ウ　地球温暖化対策

(ｱ)　森林環境保全整備

地球温暖化の防止、良質な水の確保、自然とのふれあいの場の提供など森林の有する環境創造機能が最大限発揮されるよう、重視すべき機能（水土保全、森林と人との共生、資源の循環利用）に応じた事業を実施し、豊かな環境を創造するための施策を展開した。

(ｲ)　木材・木質バイオマス利用の推進

製紙やパーティクルボード等の原料や畜産分野等への木材チップの利用・供給拡大のため、木材チップの安定供給体制構築へ向けた指針の作成・普及等の取組を推進した。

(ｳ)　「国民参加の森林づくり」の推進

地球温暖化防止等多面的な機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識を醸成するため、企業の社会貢献としての森林づくりへの支援等を通じ「国民参加の森林づくり」を

推進した。

(ｴ)　森林の吸収量の報告・検証体制の整備

森林の炭素吸収量について国際的に認知されうるレベルでの効率的かつ確実性の高い算定手法の開発と必要なデータの収集体制整備を推進した。都道府県から共通の仕様で森林資源データを収集し国が一括管理運用するシステムを開発･導入し、我が国の森林の炭素吸収量の算定・報告及び国際的な審査に対応できる効率的なデータ整備を行った。

エ　技術開発

地球温暖化に伴う農業、森林、漁業への影響評価と将来予測を行うとともに、農林業における温室効果ガスの排出削減・吸収・固定化技術及び化石燃料に代替する新エネルギー生産技術の開発を加速化した。また従来、防除用等に用いられてきた臭化メチルが、オゾン層保護の観点から全廃となったことに対応するため、引き続き代替技術の確立、代替薬剤の開発及び普及を推進した。さらに、低電力、高効率の青色発光ダイオードをイカつり漁業の集魚灯として用い、最も効率的な搭載方法や操作方法、操業形態等について実証化実験を行い、漁獲効率や燃料消費等のランニングコスト、初期設備投資等の低減効果を明らかにし、イカつり漁業の大幅なコスト削減を実現する技術開発を行った。

(2)　大気環境の保全

政府の率先実行として、一般公用車をグリーン購入法に基づく基本方針などに即して、低公害車に切り替えた。

(3)　水及び土壌・地盤環境の保全

ア　水環境の保全

(ｱ)　水環境保全対策

農業用用排水の水質状況について把握を行い、農業生産の安全・安心を確保するとともに水環境の良好な維持を図った。さらに、農業用用排水の水質等の水環境を保全するため、農村地域の水質汚濁原因・負荷機構の解明を行うとともに、効果的な水質保全手法について調査を実施した。また、他省庁と連携し、市街地、森林、農地系の面減負荷対策に関する基本的考え方をとりまとめた。農業用用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用用排水施設から公共用水域に排出される水質を浄化し、良質な農業用水の確保等を図るために行う農業用用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県、土地改良区に助成した。

(ｲ)　農業集落排水事業

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備を行い、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持又は農村環境の改善等を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与した。

(ｳ)　漁場環境保全対策

油流出事故が発生した際、漁場等の汚染の防止又は軽減を図るため、水産庁漁業取締船が関係機関との協力の下、海上での油防除・回収作業が速やかに行えるよう、油防除・回収資機材の整備を行った。総合的視点からの漁場環境保全の在り方の検討、赤潮及び貧酸素水塊による漁業被害の抑制対策、廃棄物除去等の環境美化活動の推進等を実施することにより、良好な漁場環境の維持・保全を図った。

(ｴ)　漁業集落排水施設整備事業

漁業集落排水施設整備において、漁港及び周辺水域の浄化を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設及びこれに付帯する処理施設の整備に要する経費につき地方公共団体に対し助成した。

イ　土壌・地盤環境の保全

(ｱ)　地盤沈下対策事業

地盤の沈下に起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下を回復するため行う農業用用排水施設の整備等に要する経費につき都道府県に対し助成した。

(ｲ)　公害防除特別土地改良事業

事業者の事業活動によって生ずるカドミウム等による農用地の土壌等の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産されること等を防止するために行う客土等の実施に要する経費につき都道府県に対し助成した。

(4)　廃棄物・リサイクル対策

ア　廃棄物・リサイクル対策

(ｱ)　バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業

「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、バイオマスの総合的な利活用を推進するため、バイオマス関連情報を効果的に提供するためのシステムの構築及びバイオマスの利活用に対する理解を醸成するための普及啓発を実施した。

(ｲ)　バイオマスの環づくり交付金

地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用シス

テムを構築するため、バイオマスタウン構想の策定やバイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援した。

(ウ) バイオマス・ニッポン総合戦略高度化推進事業

我が国のバイオマスの利活用に関する国家戦略である「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定）に基づき、バイオマスのエネルギーや製品としての利用を促進するため、バイオマスタウン（広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築された地域）の構築を促進するため、地域におけるバイオマス利活用の取組を率先していく人材の育成、バイオマス利活用の意義を周知するためのシンポジウムの開催、バイオマス製品の展示を通じたバイオマス利活用の普及啓発を実施。

(エ) バイオマス利活用フロンティア推進事業

価格が高い等の理由から普及が進んでいないバイオマスプラスチックの利活用を促進するため、①平成18年度において汎用プラスチック価格の3倍（350円/kg）での供給を可能にする技術の実証、②バイオマスプラスチックの認知度を50％するという目標を設け、複数年にわたり計画的に地域におけるバイオマスプラスチック製品の導入実証等に対して支援を行った。

(オ) 食品リサイクル法の普及等

食品廃棄物等の発生抑制、再生利用、減量を促進するため、食品リサイクル法に関する講習会の開催、リーフレットの作成・配布により、国民のリサイクル意識を高めるとともに、食品リサイクル法の円滑な実施を確保するため、再生利用等の手法に関する調査を引き続き行った。

(カ) 家庭系廃食用油地区別回収支援事業

家庭からの廃食用油の回収を推進するため、市町村等を主体とした家庭系廃食用油回収に関する普及・啓発等を支援した。

(キ) 外食産業店舗残渣高度利用推進事業

外食店舗における残渣の高度利用を促進するため、一次処理物の利用拡大の検討及び店舗型リサイクルシステムの構築等を行った。

(ク) 家畜排せつ物処理のための施設の整備等

家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進に寄与するため、家畜排せつ物処理施設及等の整備を行った。

(ケ) 循環型漁業集落環境整備事業

漁村における循環型社会の構築に寄与するため、漁業集落環境整備事業により、風力発電等自然エネルギーを活用した集落排水処理施設の整備や汚泥等を有効活用するための堆肥化施設の整備を重点的に推進した。

(5) 化学物質対策

ア　ダイオキシン類等有害物質対策

(ア) 農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発

有害化学物質について、農林水産生態系における動態の把握、生物・生態系への影響評価、さらには、分解・無毒化技術の実証研究等を通じたリスク低減化技術を開発した。

(イ) 有害物質リスク管理等委託事業

ダイオキシン類などの化学物質の蓄積実態、影響、摂取実態等を詳細に把握するため、調査の充実を図るとともに、わかりやすい情報提供体制を強化した。

イ　農薬対策

(ア) 埋設農薬最終処理事業費

埋設した農薬を掘り出し、化学的に安全な方法により最終的な無害化処理を行った。

(イ) 農薬的資材リスク情報収集事業

登録を受けていない農薬的資材の安全性等を確認するとともに関連情報を収集・整理し、情報提供した。

(6) 自然環境の保全と自然とのふれあいの推進

ア　国土空間の自然的社会的特性に応じた自然と人間との共生

(ア) グリーン・ツーリズム関係

都市部での農山漁村情報提供の充実強化及び都市側と受け入れ側とのマッチング、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家、体験指導員の育成・確保を推進した。

(イ) 森林整備地域活動支援

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援措置として、所要額の本交付金を森林所有者等に交付するとともに、地方公共団体の事務に係る経費の助成を行った。

(ウ) 都市漁村交流促進事業費

都市と漁村の交流の促進するため、交流促進方策の検討、交流情報の調査、普及啓発活動、交流

実践活動、シニアのための交流活動調査等を実施

(ｴ) 田園自然環境保全・再生支援事業

土地改良施設等において適切な自然環境の保全、再生、維持管理を進める観点から、農業関係者、地域住民、NPOや都市住民等の参加できる体制整備等について支援措置を講じた。

イ　グラウンドワーク推進支援事業

地域住民、企業、行政等のパートナーシップにより身近な地域の環境改善等を行うグラウンドワークの普及・推進を図るため、(財)グラウンドワーク協会の行う調査研究活動等を支援した。

ウ　社会資本整備

(ｱ) 海岸環境整備事業

海岸の環境整備を図り、その利用増進に資するための護岸、離岸堤及び突堤の新設並びに養浜等の工事に要する経費について地方公共団体に対し補助を行った。

(ｲ) 治山事業

地球温暖化防止対策に資するため、荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備及び森林の保全等を行い、災害の防止・軽減を図った。

(ｳ) 漁港関係事業

自然環境に調和した構造物・工法を採用した自然調和型漁港づくりや間伐材を使用した魚礁の設置等良好な水質環境の保全及び水産動植物の生息、繁殖の促進を図る事業に要する経費につき地方公共団体等に対し助成した。一般外来者の利用にも配慮した規模の植栽、休憩所、運動施設等の整備に要する経費につき都道府県、市町村に対し助成した。

エ　生物多様性の保全

(ｱ) 特定希少植物保存推進事業

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づき繁殖証明及び特定国内希少野生植物種の譲渡し等の届出、立入検査等に関する業務及びその推進のために必要な実態調査並びに諸規制の啓蒙普及指導の推進を行った。

(ｲ) 自然環境保全推進

生物多様性条約の施行を念頭においた農林水産業と生物に係わる今後の方向を探ることを目的に、農産漁村地域に生息している種を対象にした調査検討を実施した。また、土、水、緑等の農山漁村地域資源の重要性を国民に理解させるとともに、良好に保全されるためのマニュアル作りを実施した。

(7) 環境政策の基盤となる施策等

ア　森林づくり交付金

地球温暖化防止や国土保全などの森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を支える条件整備や社会全体で森林づくりを支える国民意識の醸成等を一体的・総合的に実施した。

イ　我が国200海里内の指導監督及び取締

我が国200海里水域において、外国漁船による違法な漁獲や漁具の残置・流出による海洋生態系への悪影響が懸念されているため、違法漁獲及び漁具の違法設置を抑制し、漁業秩序の維持、水産資源の保存及び管理の実効を確保するための漁業取締を行った。

表　農林水産業に係る環境保全経費、地球環境保全対策関係予算等

（単位：千円）

A11地球環境の保全	**123,776,497**
＊　地球環境対策基本方針策定事業	4,809
＊　地球環境民間活動推進事業	2,873
＊　農業環境指標開発特別事業（OECD拠出金）	19,930
＊　農業の多面的機能維持強化事業（OECD拠出金）	21,922
＊　環境委化学品プロジェクト事業（OECD分担金）	14,001
＊　国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（国際熱帯木材機関本部事務局設置経費）	21,118
＊　国際熱帯木材機関（ITTO）拠出金（違法伐採木材の制御システムの実証事業）	106,855
＊　途上国農業の多面的機能の現実政策への応用（FAO拠出金）	120,659
＊　持続可能な開発に関する世界サミットフォローアップ事業（FAO拠出金）	76,426
＊　水産養殖ガイドライン策定事業（FAO拠出金）	13,443
＊　効率的水利用施策強化調査	8,444
＊　東南アジア地域持続的回遊性魚種対象漁業推進事業	62,992
＊　節水条件化における水稲栽培技術の開発（IRRI拠出金）	36,362
＊　東南アジア地域環境調和型地域開発支援事業（SEAFDEC拠出金）	87,297
＊　大西洋沿岸途上国マグロ漁業統計整備支援事業	32,993
＊　食料・農業・農村に関する国際年等推進事業費	8,176

＊　農業・食品産業強化対策に必要な経費　53,496
「水と食と農」戦略推進事業　7,429
＊　砂漠化防止等環境保全対策調査費　290,132
＊　国際協力等共通経費　6,217
＊　海外農業農村開発技術センター等事業のうち海外技術情報提供費　39,169
農地・土壌侵食防止対策調査費　49,928
＊　水資源開発戦略構築調査委託費　63,353
＊　砂漠化防止対策推進体制検討調査委託費　154,800
地域資源利活用農業農村開発基礎調査費　25,312
＊　農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち地球温暖化が農林水産業に与える影響の評価及び対策技術の開発　406,974
地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業の助成に要する経費のうち健全な森林力増進10,774
○地域食料産業等再生のための研究開発等支援事業の助成に要する経費のうち地域材利用拡大推進　18,769
＊　農林水産技術研究の強化に必要な経費地球規模水循環変動が食料生産に及ぼす影響の評価と対策シナリオの策定　101,670
＊　森林資源モニタリング調査費　232,184
＊　森林吸収源データ緊急整備事業　496,697
＊○森林環境保全整備事業　40,507,000
＊　森林居住環境整備事業　23,508,000
＊　森林資源調査データ解析事業　142,736
＊　アジア東部地域森林動態把握システム整備事業　131,315
＊　地域住民森林管理実証調査事業　32,563
＊　IPF ／ IFF 行動提案推進アジア地域国際森林専門家会合開催　17,871
＊　永久凍土地帯温暖化防止森林基礎調査事業 9,905
＊　途上地域混牧林経営推進確立調査事業　23,949
＊　CDM 植林ベースライン調査事業　40,545
＊　CDM 植林人材育成事業　22,498
＊　CDM 植林技術指針調査事業　25,807
＊　黄砂対策植生回復実証調査事業　15,453
＊　アジア・フロンティア森林協力地域戦略プラン策定基礎調査事業費　14,557
国民参加海外森づくり事業　78,694
＊　森林吸収源としての保安林管理情報緊急整備事業　9,419
＊　国民参加の緑づくり活動推進事業　134,580
＊　森林吸収源計測・活用体制整備強化事業　1,038,506
＊　森林居住環境整備事業（国有林）（※１）187,056
＊○森林環境保全整備事業（国有林）（※１）　54,550,240
＊○「顔の見える木材での家づくり」推進事業59,000
○地域材利用促進のための新たな技術開発事業　40,514
＊○木質バイオマス利用推進緊急総合対策事業 3,815
＊○暮らしの中の地域材利用活性化事業　25,741
＊○住宅資材総合防災対策事業　85,084
＊○日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業費　200,000
＊　アジア森林パートナーシップ推進支援事業 8,881
＊　日・インドネシア違法伐採対策協力アクションプラン推進事業　23,337
＊　水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費　38,475
＊　水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費　21,556
＊　水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費　41,824
＊　病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業費のうち臭化メチル代替技術開発費　39,000
＊　臭化メチル代替技術開発費　39,000

A12大気環境の保全　3,784
＊○一般公用車における低公害車導入経費　3,784

A13水及び土壌・地盤環境の保全　58,955,807
水道水源等水質保全対策推進事業　1,534
広域農業基盤整備管理調査費のうち信濃川水系開発調査の地盤沈下分　24,400
地下水調査費のうち保全調査　70,600
農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち水環境保全対策　92,034
農業用水資源環境基礎調査　64,000
○農業集落排水事業　40,571,485
水質保全対策事業（一般型）　1,375,893
地盤沈下対策事業　326,000
公害防除特別土地改良事業　820,000
農林水産試験研究の助成に必要な経費環境負荷物質の動態解明　68,421
「水と森林パートナーシップ」形成推進事業費　11,574
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費　14,079
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費　43,454

漁業資源調査に必要な経費のうち漁業資源調査等委託費　400,000
水産業振興総合対策に必要な経費のうち水産業新技術開発事業費　71,391
漁場油濁被害対策費（事務費）　104,500
漁業公害対策指導費（事務費）　3,309
漁業環境影響調査費（事務費）　1,087
海浜生物生息環境調査費（事務費）　959
我が国周辺水域資源調査等推進対策費　1,833,223
油防除・回収資機材整備費（事務費）　8,268
＊○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費（委託費）　242,062
＊○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり事業費（補助金）　48,140
＊○川上から川下に至る豊かで多様性のある海づくり調査費（事務費）　22,180
水産資源情報サービス事業費　28,000
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖資機材評価事業費　14,520
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖漁場環境保全推進事業費　60,217
養殖水産物ブランド・ニッポン推進対策事業費のうち養殖業適正化推進事業費　40,000
漁場環境保全創造事業　2,970,000
漁港水域環境保全対策事業　90,000
水産業振興事業委託費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業　64,140
水産業振興事業民間団体委託費のうち生物多様性に配慮したアマモ場造成技術開発調査事業　14,746
○漁業集落排水施設整備事業　6,082,000
自然エネルギーを利用した水域環境改善事業　80,000
土壌有害物質リスク管理対策推進事業費　90,000
貝毒安全対策事業費（委託費）　18,145
漁場環境保全対策費（事務費）　100
養殖衛生対策センター事業　106,061
魚類防疫技術対策事業　36,000

A14廃棄物・リサイクル対策　22,826,781

○統計・情報行政共通経費　13,582
○食生活動向調査費　22,579
○食品循環資源の再生利用等実態調査費　12,563
流通飼料対策事業費　203,182
＊○バイオマス・ニッポン総合戦略推進事業　113,516
○バイオマスタウン構想推進費　1,223
○バイオマスの環づくり交付金　14,380,680
＊○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費78,100
○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費12,954
○総合食料対策事業指導事務等に必要な経費83,142
○食品循環資源再生利用等促進法定着推進調査費　5,737
○バイオ生分解素材開発・利用評価事業費　21,702
＊○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマス生活創造構想整備事業費　700,000
○食品産業環境対策支援事業費　54,974
○家庭系廃食用油地区別回収支援事業　8,906
○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマス利活用フロンティア推進事業　190,000
○家庭用廃食用油効率的リサイクルシステム等構築事業　8,906
○外食産業店舗残渣高度利用推進事業　7,533
○農業・食品産業強化対策に必要な経費　2,700
○農業・食品産業強化対策に必要な経費　31,500
○農村整備事業に必要な経費　395,000
○農村整備事業に必要な経費　4,217,000
○農村資源リサイクル環境整備検討調査　58,410
○農地還元資源利活用事業　90,600
＊○農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産バイオリサイクル研究　1,400,000
＊○バイオマス生活創造構想事業に必要な経費のうちバイオマスプラスチックの製造コスト低減に向けた技術開発　126,000
○木材産業の構造改革を推進する事業　124,989
○木質資源循環利用技術開発事業　95,269
○水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費　37,489
＊○水産業振興事業指導事務等に必要な経費のうち水産総合研究調査等委託費　27,207
○漁船安全等技術開発事業費のうち漁船リサイクル等開発促進事業費　6,814
○水産基盤整備のうち水産系副産物活用推進モデル事業　154,000
○循環型漁業集落環境整備事業　175,000
○増養殖機能等実施調査事業費のうち貝殻を活用した増養殖場造成実証調査　65,469

A15化学物質対策　1,681,278

＊　農林水産業技術研究の強化に必要な経費のうち農林水産生態系における有害化学物質の総合管理技術の開発　443,510
＊　漁場環境の化学物質リスク対策推進事業費（事業費）　231,821

＊　漁場環境の化学物質リスク対策推進費（事務費）　34,019
埋設農薬最終処理事業費　38,000
有害物質リスク管理等委託事業(農産物生産段階)　130,000
農薬的資材リスク情報収集事業　134,300
魚貝類の規制有害物質対策事業(事業費)　4,100
漁場環境保全対策費（事務費）　202
養魚用飼料の安全性向上対策事業　17,460
動物用医薬品等安全性評価基準開発費　23,551
農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業費のうち精密航空防除散布システム開発等推進費17,034
病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業費のうち農薬飛散影響防止対策事業費　29,700
総合的病害虫管理（IPM）推進事業費のうち安心志向型防除指針普及推進事業費　9,333
植物検疫重要病害虫侵入・再発防止対策事業費　23,556
札幌支所隔離検疫温室等工事　194,692

A16自然環境の保全と自然とのふれあいの推進　152,294,826

＊　地球関係対応農業指針策定事業　817
＊　自然環境保全推進費　11,542
農業生産振興事業指導事務等に必要な経費のうち土壌保全対策事務費　1,998
＊　農業生産振興事業指導事務等に必要な経費のうち特定希少植物保存推進事業　3,180
農村振興対策事業推進費補助金グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業　83,066
農村振興対策事業推進費補助金グリーン・ツーリズムビジネス育成事業費　73,307
多面的機能維持増進調査費　60,000
農業農村整備推進環境保全技術調査費のうち生態系保全対策　76,000
農業農村環境情報整備調査　50,000
生きもの環境水路評価事業　6,438
自然共生・環境創造支援調査　28,000
農村環境計画策定費補助　226,819
グラウンドワーク推進支援事業　60,000
中山間地域総合整備事業のうち生態系保全施設整備事業　549,586
田園自然環境保全・再生支援事業　17,302
海岸環境整備事業　260,000
＊　遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究　400,852
「みんなで考えるバイテク」推進事業　85,326
生物多様性影響評価推進経費　15,112
＊　野生鳥獣による農林業被害軽減のための農林生態系管理技術の開発　99,837
＊　流域圏における水循環・農林水産生態系の自然共生型管理技術の開発　217,855
森林整備地域活動支援交付金　7,418,706
森林 GIS データ基盤整備費　207,243
＊　水源林造成事業　29,464,000
＊　特定中山間保全整備事業　234,000
＊　保安林整備管理事業　696,629
＊　保安林整備（※1）　9,079,000
＊　水源地域整備（※1）　13,342,000
＊　直轄治山事業（※1）　6,463,553
＊　山地治山（※1）　46,752,644
＊　防災林造成（※1）　1,523,000
＊　水土保全治山（※1）　10,883,000
＊　共生保安林整備（※1）　5,165,000
森林病害虫等防除事業（森林病害虫等防除に必要な経費）　2,503,548
森林生態系を重視した公共事業の導入手法調査（※1）　3,370
森林保全管理事業（国有林）（※1）　670,168
国有林森林計画（※1）　4,253
国有林野における森林環境保全利用対策のうち森林環境保全経費　1,399,937
＊　地球環境保全森林管理強化対策　4,214,447
分収育林事業（※1）　335,703
森林空間総合利用の推進（※1）　185,406
＊　遠洋海域生物資源調査費（事務費）　2,848
＊　鯨資源調査等対策推進費のうち DNA 検査・国際大型鯨類資源回復調査費　83,991
遠洋漁業管理調査費　240,433
＊　責任あるまぐろ漁業実践推進事業費　27,362
＊　中西部太平洋カツオ・マグロ資源適正管理促進事業費　34,182
二枚貝類資源回復推進費（事務費）　4,244
健全な内水面生態系復元等推進事業費　176,086
サメ・海鳥の保全管理プログラム作成調査費（事務費）　578
国際資源調査等推進対策費（委託費）　1,151,188
国際資源調査等推進対策費（事務費）　848,248
海洋生物混獲防止対策調査費（事務費）　506
野生水産生物多様性保全対策費（事務費）　297
特定外来生物被害防止対策調査費（事務費）　3,380

○自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業　3,178,000
沿岸域環境情報高度化事業　68,000
漁港利用調整事業　491,000
緑地・広場施設整備　326,000
漁港環境整備事業　1,099,000
海岸環境整備事業　1,363,000
都市漁村交流促進事業費　77,601
漁港漁村活性化支援事業費　99,542
増養殖機能等実証調査事業費のうち資源回復に適した水域環境調査　30,332
藻場・干潟生産力等改善モデル事業費　38,000
特殊肥料表示問題検討会事務費　3,059
＊　農産安全管理対策事務費　4,443
遺伝子組替え農作物等環境リスク管理対策費　33,191
病害虫防除農薬環境リスク低減技術確立事業費　31,860
農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業費　21,185
遺伝子組換え農作物等環境リスク管理対策事業費　487,730
総合的病害虫管理（IPM）推進事業費　6,938

A17環境政策の基盤となる施策等　14,558,536
環境保全対策連絡調整費　2,340
農林水産環境施策関係経費　3,054
農林水産本省一般行政に必要な経費　9,718
農産園芸振興調査等委託費（新たな農業生産環境施策確立調査委託費）　30,000
畜産環境対策事務費　4,515
計画技術指針作成調査費のうち環境影響評価指針調査　17,292
＊　森林・林業基本対策推進事業　8,498
森林づくり交付金　4,431,000
森林環境教育活動の条件整備促進事業　6,970
＊　緑資源幹線林道事業のうち環境影響評価　24,980
○木の香る環境整備促進事業　19,550
学校林整備・活用推進事業　46,588
○森林環境保全先端技術導入機械開発事業　40,536
花粉抑制メカニズム解析調査事業　39,624
＊○多面的機能高度発揮総合利用システム開発事業　59,872
養殖共済赤潮特約掛金補助　483,296
我が国200海里内の指導監督及び取締費（取締関係費）　8,613,806
資源管理体制・機能強化総合対策事業（補助金）　49,834
資源管理体制・機能強化総合対策費（事費）　14,386
資源管理体制・機能強化総合対策費（委託費）　305,000
VMS搭載漁船取締実証事業　21,000
有明海等環境情報・研究ネットワーク総合推進事業費　42,319
＊　漁場環境・水産資源持続的利用型技術開発事業費のうち遺伝子組換え魚介類評価技術開発事業費　45,370
有機表示等普及円滑化推進事業　8,503

注１）A11～A17の各区分は以下のとおりである。
A11　地球環境の保全等
A12　大気環境の保全
A13　水及び土壌・地盤環境の保全
A14　廃棄物・リサイクル対策
A15　化学物質対策
A16　自然環境の保全と自然とのふれあいの促進
A17　環境施策の基盤となる施策等
注２）＊は、地球環境保全関係予算である。
注３）○は、循環型関係予算である。
注４）※１は、国有林野事業特別会計である。
注５）予算額は、当初予算額である。